

制限付一般競争入札公告

小諸市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定及び小諸市財務規則（昭和 55 年規則第 16 号）第 106 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 25 日

小諸市長 小 泉 俊 博

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 番 号 47
- (2) 工 事 名 令和 7 年度 市単 公共下水道事業 乙女台 マンホールポンプ場 No.2 ポンプ更新工事
- (3) 工事場所 小諸市乙女（乙女区）
- (4) 工事概要 マンホールポンプ更新工 N=1 箇所
汚水用ポンプ N=1 基
乙女台：φ50×0.75kw N=1 基
- (5) 工 期 令和 8 年 2 月 27 日まで

2 入札参加資格

本入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 12 年小諸市告示第 32 号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申立てがされていない者とみなす。
- (5) 小諸市の事務事業等からの暴力団排除措置要綱（平成 24 年小諸市告示第 35 号）に規定する排除対象者でないこと。

- (6) 小諸市建設工事入札合理化対策要綱（平成 12 年小諸市告示第 2 号）に基づいて、「機械器具設置」で競争入札参加資格の認定を受け、令和 7・8・9 年度の小諸市建設工事入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (7) 機械器具設置工事業について、有効な経営事項審査を有している者であること。
- (8) 機械器具設置工事業について、建設業法に基づく特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- (9) 直近の小諸市建設工事入札参加資格等級格付における「機械器具設置」の等級が全ランクの者であること。
- (10) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (11) 建設業法第 26 条に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

3 設計図書の閲覧

閲覧期間は、入札公告日から令和 7 年 9 月 8 日（月）までとし、入札情報システム（小諸市オフィシャルサイト内）に掲載する。

4 設計図書に関する質問及び回答

質問は、令和 7 年 9 月 1 日（月）正午までに、下記へメール又は F A X により提出するものとし、回答は令和 7 年 9 月 3 日（水）以降に入札情報システムへ掲載する。

- ・ メールアドレス keiyaku@city.komoro.nagano.jp
- ・ F A X 番号 0267-23-8766

5 入札方法及び開札

(1) 小諸市制限付一般競争入札実施要綱による。

(2) 本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を提出すること。

① 入札書（様式第 1 号）

② 工事費内訳書（工事費内訳書は任意の様式により提出することとし、工事工種体系ツリーにおける工種（レベル 2）まで（種別（レベル 3）以下の項目に係る金額が記載されていても問題ない）の各項目に係る積算金額を記載し、合計金額を記載すること。工事価格は入札額と一致させること。ただし、工事費内訳書の工事価格の 1 万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効とする。）

(3) 入札書等の提出方法

入札書等は、封筒に入れ、封かん及び封印をし、封筒の表面に開札日、番号、工事名及び入札者の商号又は名称等を記載のうえ、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、日本郵便株式会社小諸郵便局留で郵送すること。

(4) 入札書等の提出期限 令和 7 年 9 月 8 日（月）

（郵送された封筒に、提出期限日の 24 時までの日本郵便株式会社小諸郵便局の受領時間帯表示があるものを有効とする。）

(5) 開札日時 令和7年9月10日(水) 9時05分より

(6) 開札場所 小諸市役所 第1会議室

(7) 開札執行方法

ア 開札は公開とし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

イ 開札執行回数は1回とし、予定価格の制限範囲内での入札価格があるときは、その範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とし、開札を終了する。

ウ 制限範囲内で同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定する。当該入札者が開札に出席していない場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定する。

エ 制限範囲内の入札がない場合は、その旨を宣言し、落札を保留して郵送入札書の開札を終了するものとする。

(8) 次に掲げる入札書は無効とする。

① 封筒がない入札書

② 封筒表記の開札日・番号・工事（業務）名のいずれかが入札公告と異なる又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）

③ 封筒表記に商号又は名称が記載されていない入札書

④ 同一人が入札した2通以上の入札書

⑤ 商号若しくは名称又は押印（電子入札を除く。）のいずれかがない入札書

⑥ 金額を訂正し、訂正印のない入札書

⑦ 工事（業務）名・工事（業務）箇所名のいずれかが入札公告と異なる又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）

⑧ 工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書

⑨ 工事（業務）費内訳書の工事名若しくは工事箇所名のいずれかが入札公告と異なる又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）

⑩ 工事（業務）費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書

⑪ 工事（業務）費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（ただし、工事（業務）費内訳書の積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てした金額を記載した入札書は除く。）

⑫ 内容が未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書

⑬ 工事（業務）費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書。ただし、工事費内訳書の積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てした金額を記載した入札書を除く。

6 事後審査

(1) 事後審査の方法

開札終了後、速やかに落札候補者に対し、落札候補者となった旨を口頭、電話、FAX又は電子メールにより連絡するとともに次に掲げる書類（以下「必要書類」という。）の提出を求め、配置予定の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者について要件を満たしていることの審査を行う。

- ① 配置予定技術者等通知書
- ② 現場代理人経歴書
- ③ 主任技術者（監理技術者）経歴書（代理人と兼ねる場合は不要）
- ④ 配置予定技術者が建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者であることを証する書面（技術士等の資格を有することを証する書面の写し等）
- ⑤ 配置予定技術者等の雇用関係証明書類（健康保険証等の写し等）

(2) 必要書類の提出期限 令和 7 年 9 月 11 日（木） 17 時 15 分まで

(3) 必要書類の提出方法

持参又は郵送により、財政課契約財産係へ提出する。なお、郵送により提出する場合は、提出期限内必着とする。

(4) 失格基準

落札候補者が次の各号に該当する場合には、当該落札候補者を失格とした上で次順位者を落札候補者とし、当該要件に適合するまで順次事後審査を行う。

- ① 提出期限までに必要書類を提出しないとき。
- ② 配置予定の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者が要件を満たしていないとき。

(5) 落札決定

事後審査に適合していることが確認できた場合には、当該落札候補者を落札者とし、速やかに当該落札者に対し、落札者となった旨を口頭、電話、FAX又は電子メールにより連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示する。

7 契約条項等

(1) 小諸市建設工事事務処理規程（平成 12 年訓令第 1 号）、小諸市建設工事入札合理化対策要綱（平成 12 年小諸市告示第 2 号）及び小諸市制限付一般競争入札実施要綱（令和 6 年告示第 135 号）並びに小諸市建設工事請負契約書による。

(2) 本工事の請負契約の締結にあたり、小諸市議会の議決を必要とする場合は、議会議決を経るまでの間は建設工事請負仮契約を締結し、議決がなされた時にこれを本契約とみなす。なお、仮契約が本契約となるまでの間において、落札者が前記「2 入札参加資格」に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

(3) 落札者は落札決定日の翌日から起算して 5 日以内に契約書を財政課へ提出すること。

8 入札保証金

免除とする。

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む）の 100 分の 10 以上の金銭的保証とする。
ただし、低入札価格調査の対象となった場合は、100 分の 30 以上に相当する額とする。

10 前金払及び中間前金払の適用

小諸市財務規則及び小諸市公共工事の前金払に関する取扱要領による。

11 部分払金の適用

小諸市財務規則による。

12 低入札価格調査の適用

(1) 調査基準価格

低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費相当額に 10 分の 10 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費相当額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 失格基準価格は、設定しない。

13 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、設計図書・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

14 入札に関する問い合わせ先

小諸市役所 財政課 契約財産係 電話 0267-22-1700（内線 2343）